

近代への転換期の差別意識の位相の一考察

山名洋通
小早川銀宗

一 江戸時代を通じての村々における封建支配の質的变化と分裂支配の貫徹

(一) 安芸・備後の支配の形成と警固役

一六一九（元和五）年和歌山紀州から浅野長晟が広島に転封される。福島氏の川中島への改易後の安芸・備後はこの時領地が配分された。

福山には大和郡山から譜代・水野勝成が転封され、備中小田郡も合わせて十万石であった。福山城が建設され、周辺の新開地の埋め立てが続いた。一六九七年、勝種が病没すると嗣子も翌年夭折し、水野氏は断絶。幕府領となつた福山領は、この時の検地によつて十万石だったものが十五万石に打ち出された。一七〇〇（元禄十三）年には新しい領主の松平忠雅が福山十万石を引き継いだ。北部の神石郡・甲奴郡は引き続き幕府領として扱われ、

のちに一七一七年、内二万石分は豊後中津藩の奥平氏の飛地とびちとされた。こうした配分の拮抗するところが現在の上下町である。一部は安芸・三次・浅野分家の領地、そして幕府領および、奥平氏の飛地が町内に入り組んでいた。

一七一〇（宝永七）年松平氏は桑名に移封。宇都宮から阿部正邦が福山十万石に転封てんぽうしてくる。

『福山市史』によると、一六二二（元和八）年福山・水野氏は城下町の東西に一定の区域を設け、周辺で皮革製造業に当たつていた村人を集住させ、革製品納入の「役」と、武士の下働きとして、市中の警固の「役」に当たらせ始めた。（吉府部落解放研究所紀要「あしふ」16号より）

『広島県史』によると浅野藩でも一六三〇（寛永七）年の郡中法度により「在郷の牢番はその郡革田に申しつ

くべく候」と役を決めていく。広島では一六四九（慶安二）年、郡中革田の職務として、遊民層の村への流入の排除の役目を触れた後、一六七一（寛文十二）年には、革田方に対して、町方・村方の警固番の任務をも命令して、市中革田に郡中革田を統率させる制度を確立した。（『部落解放ひろしま』第44号 三原部落解放研究所）

村々にこうやって革田方の人々が意図的に配置され始めた。いわば警備網とその役割分担が定着していくのである。例えば『呉市史資料編 近世II』に見られるように、警固屋村『文化度国郡志』（一八一四（文化十一）年）の記録「当村ニハ革田ハ無御座瀬戸島より勤」という風に、近隣の村に配置された革田方の警固範囲である村もあつた。

一八〇一（享和元）年、『郷原村諸品帳』では、年に四石三斗余りの米が『諸給米役人長百姓出飯米其外泊り者革田飯米等』として村入用に記録され、他の村から定期的に滞在していたことを示している。

「役」であるので、『諸給分』という風に表現してある村入用の一部として百姓たちが担当した「小走り三人給」・「筆者給」・「桶守給」と並んで「革田見廻番貢米」が記録されている村が、前述の呉市史には多く登場する。といつても見廻番貢米はその村の革田人口で割つ

て一人頭に直すと、年間四～五升程度の微量であったとわかる。（手当であり給与ではない。）

これらの村の庄屋の記録は、村人の生活の中に沁み入るよう浸透させられた『御公儀』の定めた身分支配が、ごく自然に見えるよう「役」のあり方を代々引き継がせ、後になると村の決めた「決まり」に見えてくるようになる。身分コントロールを考える上で重要な記載である。その意識は決して自然に成立したものではなく、意図的政治的に作られていく実態によって、武士が定めた、百姓の受け持つべき「年貢役」とともに、対比的に村人の意識の中に「革田役」として定着するよう、支配者側からの働きかけがなされた結果である。

『高田郡史資料編』の『国郡志御用ニ付下調書出帳』（一八一九（文政二）年）の吉田村の年中行事の記載に「正月二十日 村役人長百姓不残祇園社へ参り乍恐御武運長久国家安全五穀成就之御祈禱仕帰りかけ徳栄寺へ会し從公儀被為仰出候御法度之趣を始めとして孝弟の道村方締り合併普請所差縫事有之候得者示談仕教導筋之義小場小百姓えは長百姓より厚及示教ニ候様申談候

解釈例

正月二十日 村方三役や高持百姓は残らず祇園社へ

お参りし恐れながらも藩主の武運長久・国家安全・五穀豊穣のご祈禱を致し、帰りがけ徳栄寺で会合を持ち皆従います。公儀の仰せいだされたご法度の趣旨をはじめとして孝悌の道（主君や親に従い、兄弟の序列を大事に）を説いて村方の人々の気を引き締め合うのです。ならびに、村で普請すべき場所の検討、さしもつれごとがあるならば、示談をし、教え導くことがらにつき、小場（グループ）ごとに、小前百姓には高持百姓からていねいに教え示すようにと話し合っております。

度の趣旨」を村の全体集会で伝えているのであるから、村の人々が藩の指示により差別を強めたものだということを見誤ってはならない。

福山藩でも、一六六五（寛文五）年宗門改めの際、穢多寺を指定し、穢多・茶筅・非人を檀家とさせて身分貶降を行う。（『あしふ』第15号『福山市史』）

しかしこれらは、次の項で述べるところの「役」の質的変更、変化への、まだ序曲であった。それが一八世紀の前半までであると言える。

(二) 百姓身分への収奪・榨取の強化と穢多・茶筅・非人・革田身分の分裂支配政策への利用

一七一二（正徳二）年、広島藩は「正徳の新格」といわれるものを実施する。

この頃、幕府も各藩も、元禄時代の貨幣経済の進展と、それに伴うインフレの進行によって苦しみ始めた。年貢米を大坂の藏元に送って換金し、俸給に充てていたので、インフレで米の売り値が相対的に下がることによって、幕府・藩の台所はいずれも火の車となっていた。もちろん後述するように何回ともく襲う蝗害・ウンカ・長雨・日照りなどによる飢饉は村人を苦しめたにもかかわらず、それでも藩は容赦なく年貢を取り立てた。その挙げ句の果ての借金は、飢饉の時

茶筅鬪にすべしとのお触れが出た場合、表面的に見ればこうして学習した村人たちから強制されたかのように見える。村の構造が作った差別だとの言い分である。しかし、この文章の解説のように「公儀の仰せ出され候御法

に年貢を取らなかつたからではなく、元々經濟構造の破綻からであつた。

武士階級は莫大な債権を抱えており、以後三大改革ごとにやることは毎回決まつてゐた。「儉約・リストラ・借金踏み倒し・消費税・相互扶助制度・人返し・税金の強化」のメニューである。例えば吉宗の『享保の改革』でこれらに相当することは、「百姓には木綿の着衣を」、「足高の制」による幕閣の俸給縮小、「相対済令」で旗本・御家の借金棒引き、「上米」と称して各大名には権現・家康以来の報恩をすべしと、一万石につき百石の米を幕府に上納させる。相互扶助の「社倉」も後に制度化される。さらに百姓は年貢率のアップ、「定免」の制度によつて豊凶に関わりなく年貢を取られる羽目になつた。

細かく言うと、享保以後新設された税には、「口米」・「欠米」といって、年貢米の輸送・取引・保管の過程で生じる欠損米を補充するため、あらかじめ徵収された「付加米」を取られ始める。一石（十斗）につき三升であった。口米は一石につき二升もあつた。八割を占める百姓身分がこれらの改革の痛みを受ける。

すでに「小前百姓」は江戸開府後百年程経つた元禄時代には没落はじめ、「走り百姓」（逃散）や「潰れ百姓」としてはいるが、これら無高百姓は時代が進むごとに多くなつてくる。少ない田地でもかろうじて百姓として検地帳に登録されていたこれらの小前百姓は、年貢の収奪の結果、村の有力百姓への借金の担保にとられ、結局自分の土地をなくしていく。

『呉市史』の村々では、「戸口之事」の項に、百姓、社人、出家、医者、職人の次に「浮世過」（浮過）として、ひとたまりの階層が出現したことを証明している。仁方村では一八〇軒人口一〇一〇人もの「無地浮世過之者」が記載されている。この村の人口は居宅四四四軒で二七四一人だった。（革田十軒四八人を含まないよう指示してある。一八一九年・文政二）

ここでは塩田従事者があるといつても実に四〇・五%の家が「無高」である。新開地が広がる隣りの広村にあっても同時期に、居宅一五五九軒中の一三三軒と八・五%である。昔からの漁師町として有名な更に隣の阿賀村では二二六軒で二三%である。漁師より多い軒数である。かれらは地元で漁網作りをして瀬戸内沿岸を売つて歩いたが、先方は年賦でも払いに困つていてなかなか儲からなかつたという記述がある。村を離れて、石垣作り・大

工・銅山工・木挽き・材木運びなどで作州（美作・森藩領）へ出稼ぎに出た。「安芸者はよう働く」との評判だったという。

このような状態は、村の階層分解が進んで、村の中の従属関係・利害関係がより複雑化し、対立を含んで村としての対支配階級への団結力が弱まろうとする時期（村の上層百姓たちが支配意識を高めた時期）と言える。それまで村役人は下層百姓の突き上げを受けて、村衆のために年貢引き下げの「嘆願書」闘争、代表「越訴」・「強訴」を先頭になって行ったりしていた。各地の村に義碑が建っているわけである。しかし、この元禄以降の村の内部の変化を、支配者は見逃さなかつた。

財政再建のためには、百姓挙げての嘆願によって慶長以来百年もの間正式の検地ができるしなかつた開墾地・新開地への課税を、喉から手が出るくらい実施したがっていた。浅野藩は百姓の分断を図る狡猾な手段を考えて郡政改革に乗り出した。それが「正徳の新格」であつた。新格とは「新しいやり方」という意味である。

一七一二（正徳二）年、武士を派遣していたため評判の悪い郡役所を廃止する、との触れを出した。気を使う接待や無体な年貢の「毛付け」が無くなつたと喜んだ百姓衆だった。しかし、結局は「割庄屋」制度を設けていた。

くつかの村から代表格の庄屋を選んだり指定したりしてその人物を郡役人とみなして、新たに「地詰」（幕府に届けない検地）を実施しようとした。村の隅々まで知っている百姓代表が検地に加われば、結果容赦のない税金となり「へそくりまでも」持つて行かれる。危機感を募らせた安芸国の百姓衆は、一举に、有史始まって以来の、三十万人が立ち上がる「享保の大一揆」を起こして、郡役所制度を元に戻させた。それが一七一八（享保三）年の全藩一揆である。

敗北した武士・支配層は、一揆後に執拗な発頭人狩りをおこなう。そして獄門・打ち首などの見せしめ政策により武力制裁に乗り出す。これまでの革田役に加えて、百姓の処刑に際して革田身分を動員し、百姓の憎悪が、刑執行をおこなう革田の方へ凝縮されるような分裂支配の方法をはつきりととりはじめる。

この時期には、全国的にも一七二三（享保八）年に幕府が享保の改革に際して触れた、江戸町奉行所の禁令の一つとして『非人結髪一件』がある。連名で大岡越前守忠相の名が見える。

「古来は、非人の（身）分けは、髪結際より、はさみ元結かけ候て、髪結候儀無御座候處、中頃預け者（非人手下のこと）。一般からの身分貶下をさせたケース）其外役

相勤候に付、いつとなく非人元結にて髪を結、常の者同前（然）に罷成候畢竟印無御座候故：（中略）：自今は、頭分并組頭の非人は只今迄の通に仕、其外非人共は不残如古来髪結界より、はさみざん切りにいたし頭巾は勿論、惣体かぶり物一切不為仕候様」との布告を幕府領に対して出す。分裂的に町人・百姓に對して「視聴覚教材」的な意識形成の方式として、服装を目印に身分の内実＝実態を作り上げていくのである。

広島藩でも、先ほど触れた一揆の八年後の一七二六年（享保十一年）、「かわた方檢約令」を出して、初めて公の触書で「茶筅鬚」の強要・着衣紋所の不可・役時以外の帶刀の禁止、差し傘・雪駄・木靴の使用の禁止を触れている。（『広島県史・吉長公記』）

この傾向は一七八一（安永十一年）年の風俗統制の内容に続く。再度の茶筅鬚の強要・革田船には印を付けさせる・博労商売により百姓の座敷に上がって酒を飲み合い、灸点をさせることを禁止・博労そのものを禁止などを触れた。

このように、享保期からはそれまでの「役」とは質的に違う、政治目的の「役」の機能が付加されたといえる。それまでは「野非人（逃散百姓など）排除などの番人」、「犯人追捕」の下級警察の機能と「斃牛馬の処理の権利

と皮革細工」、そしてそれだけでは生活できないので、稼ぎ仕事として予祝・呪術の代執行を行う勧進（芸を行いその見料を頂く）を藩は認めていた。

これ以後、一揆鎮圧の先鋒隊に、年貢検見の際の下働きで、木籠を投げて年貢量を決める時の恨まれ役にまた、年貢を納められない百姓の引立役に、一揆後の彈圧の下役人など利用されていく。

註 「一定免」は、一定量を毎年取るが、不作の時などは毛見（検見）によって免（収納高）を減じた。その時、田の

でき高を測る木製の枠を投げる役。枠に入った稻は刈り取って革田役得となり、百姓に恨まれた。

これらの質的変更の政治目的としては、百姓の團結を破壊しないと、年貢引き上げや皆済、また、百姓の手元に蓄えられつつあったところの、米年貢（本途物成）以外の、綿・櫛・楮・綿織物などの商品作物による收入を、小物成として増徴することが容易にできない。そのような村方衆の抵抗の気風が立っていたからである。

百姓は 農機具の改良・金肥の導入など、たゆまぬ努力で生産を向上させてきた。その果実を摘もうとする武士身分と百姓とはこの頃より「村方騒動」に始まり、「質地騒動」（借金のカタの土地を返せと実力行使で耕作し始める）や「年貢減免一揆」の頻発となつて、全国で武

士・支配階級との衝突を繰り返している。生産する者とそれを搾取・収奪する者との階級闘争が尖鋭化した時期である。その場合、百姓たちに圧力をかけたときの目前のスケープゴートの対象として、この身分を利用することに大きな目的があつた。かくして身分としての質的な性格が大きく変化させられるわけである。

『呉市史資料編 近世II』では、賀茂郡広村の人口の推移が各時代ごとに確認できる。一七〇三（元禄十六）年には六一三軒の居宅数の中に「革田家」も含めてある。

最後尾ではあるが、村の一員としての扱いである。後世の記載のように「一字下げ」は指示もされていないし、庄屋もこの頃には意識してやつてはいらない。また、一八〇〇（寛政一二）年の記録には、革田役をこなしている七人の頭革田の名前を市兵衛・才若などと記している。

「革田見廻番賃米」も記載されている。ところが、一八一九（文政二）年の『国郡志御用書上帳』では、藩の示した雛形に従って、革田戸数・人口の記載に際して「一字下げ」をし、更に末尾欄に「外に」として村の総人口・戸数には入れていない。また身分名の記載の時、それより以前の『諸品帳』などでは「革田家」と書いていたところを、「革田小屋」に変更している。

この「雛形」の指示は一七八一（安永十）年の広島藩

風俗統制の強化の後である。年代が下る毎に、その傾向が強まるのである。

「役」によって実態を作られた上に、差別観念の部分でも古来からの貴賤・淨穢觀念が利用されて付着させられたことの傍証とも言える。それらの意識が封建的家意識や地域への意識として結びつけられていく。

これらは「異民族起源説」・「死穢にまつわる穢れ意識」等々、枚挙すれば地方ごとにきりがないくらいの観念の動員であったろう。

これらの、武士階級から、そして体制を維持する上で都合の良い学問とされた朱子学者の「上下定分の理」や、封建教学としての諸仏教の説教などから発信される「権威づけられた」情報は、人々に厳しい意識上の「身分的段差」や「隔絶」を生ましめた。

村を盜賊などから守ってくれる大切な人々である。夜回りを義務として、村の安全に関わっている人々である。仁方村では珍しい「節季候」という予祝行事を担つている人々である。

この場合「歳徳神」を各家にもたらす呪術性が革田にあると思える。次の引用がその記述部分である。

極月（十一月）朔日（一日）から十五日頃まで、一

人連れにて編み笠に歯朵を飾り、茜色の木綿にて貌を隠し、一人はその家の富貴を祝し、一人はせきぞろ、せきぞろと離して祝い物を受けます。せきぞろとは節季候であります。節句の度々に草履を受け持ちの家へ持参し、穀物をもらいます。

(『呉市史 資料編 近世Ⅱ』)

身分を決められ貶降させられたところの、それまで様々の仕事に携わっていたもともとパワフルな庶民の村が、初めは武士にとっての「役」を限定して担わされ、そのあげくにスケープゴートに仕立て上げられていく。その過程に「部落差別の社会的存在意義」が認められるのである。

無論、今挙げたようにパワフルな庶民として村の安全を守つたりとか、神事にまつわる仕事もあったという、差別を受ける生活とは裏腹の「たくましい庶民」としての性格、すなわち、身分にしかけられた差別の機能とは矛盾した側面もある。しかしその一面性だけを強調することは、部落差別を総体的に見誤らせることがある。また、穢れ意識のみを原因として差別の源流を強調することも、部落差別の本質を見て分析を行うと、当時の收奪を専らとした封建社会の支配と民衆の抵抗のダイナミズム

ムから全く外れていると言える。

以上、一の項として「近世後期の封建社会の村の構造」を、武士の作った政治構造の崩壊過程と收奪体制の搖ぎの中から、差別のあり方の意図的変更・機能の変化をもたらした本質について、呉部落解放研究所の小早川銀宗が担当して執筆した。

続いて二～五の項は一八六八（慶應四）年の明治維新を契機に近代の資本主義社会に移行するときに、この部落差別はどのような扱いがなされていくのかについての、地方における変化、あるいは固着化の動向に関して、広島県芦品郡・府中市の芦府部落解放研究所顧問の山名洋通にバトンタッチする。

二 里程の測量に際して

福山知藩事の通達

(一) 新市村に残る通達資料から

一八六九（明治二）年一月、木戸孝允・大久保利通の画策により、薩長土肥の四藩主から版籍奉還の上表を提出した。これをうけて新政府は六月、各藩に版籍奉還を命じ、全藩主の領地・領民を支配下におき、旧大名には石高に代わる家禄を与えること、旧領地の知藩事に任命することを決定した。これに先立つ同年四月、公議所にお

いて各藩の代表で論議されたのが、福智山議員中野斎から出された里程測量の建議であった。税制・戸籍・徵兵の制度の確立のためには、国家全体をくまなく調査し近代化を図るべきという観点である。これは決して解放のためではないことは言うまでもない。それまで免税地となっていたところの「朱印地・穢多地」を里程に入れるべきとの発議であった。十一月、次のような布告が福山知藩事にも通知され、これをうけて福山でも各村方で竿入をして測量を実施することを村々の庄屋に触れた。次の資料がその通達を書き写したものである。

○出典 「御用状留帳」 明治二年 戸手村・横帳

『諸街道区々之丁数ニ而人馬之勞不同一候ニ付 今度

改正ニ相成候間朱印地ヲ始其他程対迄地憲ハ丁数ヲ相加

ヘ但五十丁ヲ以一里ト定來ル分共總而三十六丁之積來ル

十二月中旬取調可指出ル事 十一月 民部省』

『右之通被仰出候間此段承知石州往還筋下御領村ヨリ行膝村迄御境目迄村々地内限穢多道不及除間數竿入いたし尤村境突合等申合嚴重竿入致し書付ヲ以來五日迄可被御取遣尤村々刻限書込留より御役所江相返可申候以上

十一月朔日 村田慶蔵 宮野奥太郎』

(之)の。而(之)て。江(之)え。者(之)は。と読む)

○解説文例（文中の（ ）内は筆者の補足）

「諸街道（駅間の）区々の丁数に（つい）て人馬の勞（助郷役は）同一ならず候（村により均一の負担でなかつた）につき、この度、改正に相成り候間（なつたので）朱印地をはじめその他程対まで、地のり（大道）は丁数を相加える。（加算する）

但し、五十丁をもって一里と定め来る分とも（これまで決めてきた部分も）総じて（すべて）三十六丁の積もり。（正確に三十六丁を一里とする積もりで計測せよ）來たる十二月中旬限り、取り調べ指出さるべき事。十一月 民部省』

（通達の写し）

「右の通り仰せられ候間、この段承知、（この件を承諾した）石州往還筋下御領村より、行膝村（の）御境目まで、村々地内限り穢多道除くに及ばず間數（を）竿入れ致し、もつとも村境（については）突き合わせ等、（をして念入りに）申し合わせ、嚴重（に）竿入れ致し、書き付けをもつて来る五日まで、御取り遣わざるべく。もつとも村々、刻限（調査の

日付を)書き込み、留めより御役所へ相返し申すべく候、以上

十一月 朔日 村田慶蔵 宮野奥太郎」

(福山藩添え書き)

註1 「朱印地」＝将軍の発給する朱印状によって、年貢・

課役を免除された寺社の所領地。

註2 「程対」＝「程外」の書き誤りか、「程外」であれば、

公議所の議論での「穢多地」を含んだところの「それ

まで道のりとしていた以外の道筋」ということになる。

註3 「民部省」＝二官六省の一つ。太政官のもと宮内・外

務・大蔵・兵部・刑部があった。一八七一年大江卓の

部落解放論を建議した民部省は大蔵省に吸収され廢省。

解放令は違う性質で大蔵省から出された。

註4 「石州往還筋」＝石州は石見国の別称。

「街道・往還・往来」という呼び方は管理者の幕府

・藩・村の別や道幅で区分する。通常、混同したり曖昧に使用することが多い。

註5 「行縢村」＝福山藩の北端の村。中津奥平藩の斗升村と接する。現在は両村とも府中市、市の中心から見て北西の端、上下町境となる。

註6 「丁(町)・里」の単位について＝次の表参照

里	町	大宝令	和銅の制	平安	戰國	近世	近現代
三〇〇歩	一	六〇歩	六〇間	六〇間	六〇間 (0・109 km)	近世	近現代
	六町	六町	六町	六町	六町	近世	近現代
	七二町	七二町	七二町	七二町	七二町	近世	近現代
			三六町	三六町	三六町	近世	近現代
			三六町	三六町	三六町	近世	近現代
			(3・927 km)	(3・927 km)	(3・927 km)	近世	近現代

(大宝令の三百歩は 約650 m)

註7

「街道」＝「主街道」「脇街道」の呼称があった。街道は幕府・道中奉行の管轄下に入る日光、奥州、甲州街道、東海道、中山道の五街道をいう。但し、相当

期間、始点・終点や宿駅は曖昧であつたらしく、一七五八(宝曆八)年の「御伝馬方旧記」による記録が公式文書としての初見である。

現深安郡神辺町の下御領村から双三郡吉舎町の吉舎村までを石州往還といふ。そこから尾道→大社間の大社道に合し、三次→布野→赤名に至り、大社道と銀山道に分岐する。

脇街道は諸国の大名、旗本の作事奉行・普請奉行の管轄下に入る。山陽道（西国街道）、石州往還はここに該当する。このほか村々が管理する道もある。

(二) 里程の計測しなおしと伊能忠敬の測量

註6の表に示したように、距離の測定は一様ではない。

戦国時代に生きた織田信長は支配下領地内の道路を測定するにあたって三六町を一里とした。その後この単位が

一般化の傾向をみるが、戦国大名のもとでは全国同一の測定法は定着せず、今川支配下の領国六〇町一里、北条支配下では六町を一里に、佐渡道、筑前道は五〇町を一里に、伊勢道は四八町を一里に、山陽筋は七二町または四八町を一里とするなど、さまざまであった。

一六〇一（慶長六）年東海道伝馬制の実施、次いで徳川秀忠の時代、江戸日本橋を起点に里程の整備が始まり一六三五（寛永十二）年の参勤交代制の確立までに主街道や脇街道の宿駅整備がなされるが、佐渡道や伊勢道のように里程の慣習がそのまま使用された所もあり、三六丁をもつて一里とする規定が確立したのは一八六九（明治二）年である。

しかし、この年に先立つ一八一一（文化八）年二月九日（太陽暦で四月朔日）から十二日にかけて、幕府測量

方に属した伊能忠敬（隠居して勘解由）は、行勝村（泊）～府中市村（泊）～戸手村（昼）～万能倉村（泊）～箱田村（泊）と、測量のため通過した。

同人一行は、赤名（布野）三次（三良坂）吉舎（上下）～府中（箱田）～百谷（井関）～小畑（東城）から新見方面に進み、随行した別の測量班は広島から現在の芸備線沿いに、三次に至つて伊能の班に合流、また別れて庄原から東城に進んだ。

二月十一日、同人の日記は『朝晴天、六つ（午前六時）後府中市村上町出立、同所より初、中市、下市、町村、広谷村、中津（中須）村字軍ヶ端、品治郡新市村（印）を残す、字古市、宮内村一宮、吉備津社へ打上、十五町三十六間、また（印）より初、神谷川幅三十六間、土手（戸手）村、昼夜庄屋信岡栄治、字堀越、中島村、万能倉村字妻ノ神迄測る。街道二里三十五丁五十六間、外に止宿打上二丁三十間、合三里十八丁二間一尺、九ツ三分（午前零時二十分）頃万能倉村着、止宿庄屋伊右衛門、此夜曇天不測、西中乗（条）村庄屋弥次兵衛、箱田村庄屋岡右衛門、前沢藤十郎支配所、安那郡惣代山野村庄屋又十郎付回』とあり、通過地点と測量起点がほぼ推測しきたことを示しており、尺（三〇・三cm）単位に計測し

たことが分かる。実際の計測には測量縄や一間竿、水平器などが用いられ、三角測量や多角測量がなされた。また、文中『此夜曇天不測』とあるように、夜間の観測も実施されており、緯度・経度も厳密に測量された様子が伺える。

測量実施に備えて赤名峠の国境から上布野村境間までの一里十八丁三十八間の往還筋には、十間の間隔で杭打ちをしたと布野村に残る文書を見える。

(『三次地方史研究』より)

余談になるが、伊能勘解由に同行したのは、下川辺政五郎、上田文助、箱田良助、谷藤平、黒田藤吉、松井沢治と六人の名がある。箱田良助は箱田庄村屋岡右衛門の息子で、のち榎本姓となり、その子のひとりが榎本武揚である。

文中終わりの部分に中条村、箱田村、山野村の庄屋の名が見えるが、これは翌日の引き受け村の庄屋が挨拶に伺つたものである。

同人一行の書き記した地図は正確で、現行の地図と比較しても遜色はない。従つてこの地図（山口文書館蔵）からは里程の除外地は見当たらない。当時の人々が理解する範囲にあつたのは、暮らしを立てる村々の周辺地であつたであろうし、また、地図という概念はなく、通常

は絵図で代用させていたであろう。そこで当然村境の不明瞭さや測定距離のあいまいさが派生する。ここに冒頭に示した文書が村々に発せられた理由がある。伊能勘解由の測量は一村単位の測量ではなく、街道の全長と三角法による測量を主としたため前述の諮問に応えることができなかつたとみえる。

また、「人馬の勞不同一二候」「五十丁ヲ以一里と定期分共總而三十六丁之積」とは、公議所の論議を参考にすると、人口の少ない街道筋の山間部の村は、人口のある平地の村と同一の距離を取ると助郷役の人馬の負担が少なくて済むので、割り当てを是正するために五十丁を一里とみなしていたところもあったのである。これらをすべて三十六丁にして計測し直すよう指示している。

(三) 文書中の『不及除』について

前述のように里程はそれまで「朱印地」や「穢多道」は支配外支配地として測量から除外されてきた。朱印によって帰属あるいは所有を保証された土地やこれに準ずる有力寺社の境内地、身分制度のもとで支配外の支配を受けた人々の住まいする地域を測定から除外していくことは、権威に対する卑屈と隸属を意味する。

右文中の『穢多道不及除』という表現は、封建時代に

は土地を切り捨てていたことを意味しており、土地とともに人間としての存在を否定していた一語と受け止める。

註 地方文書は次のようなものに大別できる。

- ①藩や上部機関からの通達の写し
- ②村から代官や奉行に送達した控え
- ③村入用などの勘定書

- ④年貢に関する割り付けや受け取り

⑤村の状況（戸口、宗門、寺社、河川、耕地面積、山野、

古城、産物、生業など）を把握する基本的なもの

）」に示した『御用状留帳』は文字通り上部機関からの「御用」を書き「留め」た「帳」簿で、年々更新する。半紙を縦に二つ折りしたものを綴りこんであり、通常の厚さは五～七cmに達する。里程の測量を命じた通達は、前年三月の神仏分離令に続くものであり、全国統一規格や統制の先駆け的存在と受け止められる。

三 明治三年の飢饉と救助米の資料から

（一）救い米粥の炊きだし

○出典 『御用状留帳』明治三年 戸手村・横帳

『来ル十七日より村々粥焚出左之通

一 壱人ニ付一日玄米五勺増都合七勺宛水者是迄之通
壹升五合入之事

○解説文例〔文例中の（ ）内は筆者の註〕

事』

「来る十七日より村々（での）粥（の）焚（炊）き出し、左のとおり

壱人につき、一日（に）玄米一勺増し、つごう七勺宛、水は是までの通り、壱升五合入れの事 但し、穢多茶筅犯人は、是までの通り壱人（に）玄米五勺宛、米（にて）渡しの事」

註 1 一升＝一・五kg。一合＝一升の十分の一。

一勺＝一合の十分の一＝十五g。

「太閤升」「江戸升」「甲州升」「京升」が知られるが、一六六九（寛文九）年に京升に統一される。京升一升は、四寸九分（一四・九四）の方形・深さ一寸四分（七・三四）。

（二）福山藩の飢饉と一揆の発生について

天候不順や虫害による凶作は民衆を貧窮の底に追い込んでいく。一六二〇（元和六）年から一八七〇（明治三）

年に至る二五〇年間の災害を取り上げると、暴風雨・大雨洪水が四二回、干ばつ・虫害が一三回、天候不順・灾害が二回という数字を記録から読みとれる。次の表はその一部である。

註 (§印は一揆等社会不安のあったもの。☆印は救助・救済機関の設立が行われたもの)

一六七四年（延宝二）	風雨洪水・高潮
一六七五年（延宝三）	飢饉
一七一二年（正徳一）	六月一日・七月一日、福山地方大洪水
一七一七年（享保二）	福山藩新田畑物検地を実施、十一月～十二月にかけ一揆が起る
一七一四年（享保九）	洪水高潮
一七三三年（享保十七）	ウンカによる虫害、福山藩の損毛
享保十八年正月までの	一五万一千石
一七五三年（宝暦三）	飢人一万余人
二月品治郡・芦田郡など、五郡で	餓死一七百三十一人
「打毀し」起る	
この年幕府は各藩へ一万石につき	
一八〇二（享和二）年、大雨・洪水によって損毛二万石を計上した年の戸手村における年貢納込（年貢総額の	

千俵の「匂い糀」を命じ郷倉の設置を呼びかける。

一七五六年（宝暦六）
一七六一年（宝暦十二）
干ばつ
飢饉

一七八三年（天明三）
一七八七年（天明七）
干ばつ、三郡方僕約令を布達八月から九月にかけ一揆が起る
天明七年にかけて冷害

一七八七年（天明七）
一七八八年（天明八）
天明六年から同七年一月にかけて一揆が起る

府中の大戸直純ほか四九人「社倉」を設立
千田村の荒木市郎兵衛、「宝講」を起こす
天保七年にかけて冷害

一八〇二年（享和二）
一八〇四年（文化元）
一八三三年（天保四）
一八四〇年（天保十二）
五月、長雨・大洪水、堤防の決壊、

大雨・洪水、損毛二万石
「福府義倉」を設立
天保七年にかけて冷害

一三九〇ヶ所、福山藩の損毛一十九千石、流失家屋三五八戸、崩壊家屋二四〇戸、死者八二人

ことは、六〇三石一斗八升五合であり、災害による年貢の免除を伺うことはできない。一八四〇（天保十一）年の損毛十一万九千石は、福山藩の収入見込み高の十万石を上回っており、壊滅状態であったと思えるが、この年、「免定」は発見できず、一八四二（天保十三）年の納辻四八五石四升七合から推測すると、若干の控除があつたであろうことが伺える。不作、凶作の年は常食の麦もなく稗、ワラビの根や野草のほか、松根、松肌、葛を食した記録は数多い。

（三）粥救済の目的と性格について

救助を必要とした人数はどのくらいであったのか。

一八六一（万延二）年『夫食御備表稗割賦帳』によると次の数字が挙げられる。（「夫食」は近世農民の食糧をさす）

福山藩の内	
六郡	総人数
右の困窮者 人數	一四万〇、五五一人
うち品治郡総人數 右の困窮者 人數	二万八、一〇九人 一万六、六八一人 三、九二八人

老化、病弱、寡婦子連れ、年来独り身、日傭稼ぎなしなどが困窮の理由として上げられている。が、これは一部であつて、理由に現れない要因は、年貢皆済のための経済的困窮も多かった。

ここに引用した『御用状留帳』によると、この年天候不順に加えて、社会不安も重なり、穀類の値段が大幅に上昇。留帳には次のように記している。

『凌ぎかねの者これある趣近日より郡二ヶ所あいは三ヶ所つつ粥御焚き出し御救いなられ候』

通達によって書き出した村々の人数は、戸手村の場合四七八人。一人一日五勺ずつ、次の期間に限って支給された。

- ・二月十七日より三月十六日まで 一人一日五勺
- ・三月十七日より四月廿九日まで 一人一日七勺

当初は三月十六日までの三十日分の予定であったが再度延長され、五月十六日までとなつた。冒頭に示した『来る十七日より…』という一文はここに記された。困窮する民衆の救済は普段は次の「願書」に見るよう

「義三郎 当年四九歳

義三郎女房 四四歳

右は年来困窮仕り女房よね病氣に相成り義三郎
日俸稼ぎもままならず夫食相願い申し上げ候」

とした「夫食願」によつて例年実施されていた。が、右文書のような「粥焚き出し」の記述の例はない。

婚姻の許可、農業から諸職への転業も許可を要する時代、結局は「農業—米の生産額の確保—ひいては支配階級の安定」の外はなかつた。逼迫する財政の元では藩の支出金の減額、武士の給与でもあつた俸禄の「半知」借り上げ（＝俸禄の半分を藩が借り上げ、残り半分を俸禄として支給する）ことも恒常化していた。

江戸時代中期以降の貨幣経済の浸透と発展は、手工業や農村の商品作物の発達や生産を促していた。

が、米の生産額の確保という枠から踏み出すことのなかつた藩の経済感覚は当然のように「石高制度」の矛盾にも気づかなかつた。ここに民衆が困窮した主因の一つがある。

ここに取り上げた文書は年貢皆済の一端を担う貧農層の救済を主目的と見ており、年貢皆済に直接かかわりの事

少ない者の救済を第一義的にとらえたことが明瞭に伺える。それはまた、支配の外におかれられた者への苛酷な処置でもあつた。

「粥焚き出し」も、できあがつた「粥」を支給される者に薪は不要である。「玄米」を支給され自分で「焚く」には「薪」を要する。「薪」はどこで求めるのか。このころ山林の私有はなく、山といえれば藩の支配する「御林」、村の管理する「野山」のほかはなかつた。御林は山番人によつて、野山は「野山藪村趣法帳」によつてともに厳重に管理されていた。したがつて、誰でも、いつでも「薪」を手に入れるとはできなかつた。またすべての村人が「野山」の加入者でもなかつた。ここで焚き出しを受けた多くの者は、野山の加入者のひとりではなかつたであろう。そうした中で玄米の支給がなされたことを付記する。

四 村内見廻りの示し書きから

(一) 戸手村に残る見廻り指示書き

○出典「御用状留帳 明治二年 戸手村」・横帳

『一 穢多茶筅之内一村武人宛毎夜四つ時より朝六つまで廻り詰メ之事

但出入共其村役場江為相届候事

得道具 竹鎗 脇差 十手 繩 竹法螺
一 村々江番小屋相建一組式人宛太鼓拍子木等ヲ打夜
通相廻り候事

但盜賊等見當り候節者太鼓拍子木竹法螺相集打候
得ハ村中竹鎗等々持早速可相寄候事

得道具 竹鎗 脇差 繩

一 村々役人壱人宛臨番定置但廻り并穢多茶筅共廻り

方為メリ候毎夜九つ時より六つ時まで之内見廻り
候事

右廻り之者自然強盜へ出逢搦取候節ハ百姓ハ勿論
穢多茶筅迄も其働くを以岐度御賞可遣候事

右者當節在中盜賊多く中ニハ強盜押入れ等も有之
趣ニ付メリ方被仰出候間庄屋役人共厚申合★も
候様可被相正候已上』

○解説文例〔文例中の（ ）内は筆者註〕

一 穢多茶筅の内、一村（につき）二人宛、毎夜四
つ時（二十時）より朝六つ（六時）迄廻り詰め
のこと
但し出入りともその村役場へ相届けなし候こと
得て道具 竹槍 脇差 十手 繩 竹法螺

一 村々へ、番小屋（を）相建て、一組二人（に
なって）太鼓・拍子木などを打つて夜通し相廻
り候こと

但し盜賊などが見当たり候節は、太鼓 拍子木
竹法螺（を）相集め、打ち候らえば、村中（の
者は）竹槍など持ち、早速に相寄るべき候
こと

得道具 竹槍 脇差 繩

一 村々（の）役人一人宛、臨（輪）番（を）定め
置但廻り（をし）、ならびに穢多茶筅ども（の）廻
り方（を）締まり（監督）なさせ候。毎夜九つ
時（零時）より、六つ時（六時）までのうち見
廻り候こと

右（の）廻りの者（が）、自然（と）強盜へ出
会い、搦め捕り候節は、百姓は勿論、穢多茶筅
までも、その働きをもってきっと御賞（を）遣
わすべく候事

右は當節、在中（に）強盜多く、中には強盜押
し入りなどもこれある趣につき、（取り）締ま
り方仰せ出され候間、庄屋・役人ども厚く申し
合わせ（二字虫食）も候よう相正さるべく候
以上

註1

四つ時＝午後十時頃。時刻は午前零時と正午を九つとし、約二時間の間隔で八つ、七つ…と数え、夜明けと日暮れを六つとする。

従って夏と冬では時間に差が生じる。余談になるが「お江戸日本橋七つ発ち」の歌詞は午前四時頃をさす。「おやつ頂戴」のお八つは午後二時頃をさした。

村役人＝庄屋、組頭、釣頭の三役をさす。庄屋役に該当する位置を地方によって名主・村長・肝煎と呼ぶ所もあり、また組頭の文字も「与頭」と表記する事もある。村方三役の下部組織に判頭を設けた。

(二) 福山藩・広島藩の警固役の実態を示す

戦国大名は軍備の充実と管理のために、土木関連・皮革製品の製造修理などの技能集団を直属させていた。江戸時代に入つて平穏の世になると、これら技能集団に属していた個々人は商工としてなりたつ仕事量が不足し農業に従事できず、工商に認められず、ために農工商という身分制度の外、別の表現をすれば大名の統制外支配に置かれた。

一六二三年水野勝成は福山城下町の東西に一定の区域を設け、周辺で皮革製造に当たっていた人々を集めて住ませ、皮革製造と武士の下働きとして市中の警固の任

務に当たらせたと言う。（『福山市史』）

農業をはじめとした職業の固定化は、同時に身分の固定化として、封建制下の社会秩序の確立を図るとともに領国大名直属の皮革製造業者は「かわた」としてその土地に定着させられた。

広島藩では一六三〇（寛永七）年「郡中法度」を触れ出し『在郷牢舎番はその郡かわたに申しつくべく候』とその役割を定めた。その後、治安対策を目的とした「かわた役」が設けられたのが、一六七一（寛文十二）年であり、この年代までに制度化がなされたものとみえる。

『房顕覚書』（厳島文書）には次のようにある。

嶋中高煙リ停止成リ シカリトイエドモ二季ノ法
会已後ハ 色々トチリナトモ有故 サウチ申シ付ケ
チリヲ焼キ 前々年二三ヶ度ツツ非人島ヲ廻リ モ
ノノホネ流レ寄ル物ヲヒロイ 陸ニスツルナリ

これは中世非人の状況が描かれている。このほか町方村方からの百姓・町人を出自とする非定住の野非人を含め、幕藩体制の成立期の遅くとも寛文期（一六六〇～）までに「かわた」に包括編成された。更に延宝期（一六七三～）に入ると定非人を指き、ここに近世賤民制を体

制社会の中に組み込んだ。(『広島県史 近世資料編Ⅲ』)

近世史料編Ⅴ』)にみえる。

ほか)福山藩では一六六五(寛文五)年の宗門改めから、えた寺を指定し領内のえた・茶筅・非人身分の者をこの寺の旦那として宗門改めを受けさせた(『福山市史』)ものであるが、この言葉がいつから使用されたか不明である。

江戸時代の農村は、村役人を筆頭にした支配のタテ列、本家・分家というヨコ系列がからんでおり、他の村々からの侵入者は厳しく監視された。不作・凶作という災害は年貢の未納につながり、止む得ず離村する者も派生した。離村しても受け入れてくれる村々はなくその多くは乞食・野非人となつて村々を徘徊した。農耕からの逃亡は農村の生産力を低下させるほか、支配秩序への批判的行動と受け取られ、出身村への連れ戻しが強行される。しかし、この強行を拒否しなおも徘徊した人々もあつた。こうした人々を支配下としたのは頭かわたである。前述のように「かわた役」を制度化した上で浮遊層を組み入れることは、農工商とは別に身分を設定したと理解できる。

武士あるいは村役人の下役として見廻りや取り締まり、警固に当たった記録は、一七七〇(明和七)年および一七八七(天明七)年の『備後一宮市定書』(『広島県史

当一宮祭礼二付、市場へ入り込み候、諸商人并小屋の見物座、遊女屋、辻商人、揚屋、風呂屋ノ類に至るまで旅人入り来たり候幅、その宿々より人別名を記し切手(切符手形)差し出すべく候、老人たりとも隠し置き、切手これなき者は、えたへ申し付け立ち去らせ申すべきこと。但し巾着きりの類はえた共よりきつと相改め入り込せ申すまじき事

(読み下し文で表記した)

一七七〇(明和七)年の『備後一宮市定書』は「明和七庚寅歳十月御書下」として五項目示される。その第一項が右に示した文であり、次いで(二)小芝居は夜芝居の禁止、(三)見世物小屋の無断設置の禁止(四)芝居小屋の勝手なるまいの禁止(五)芝居への無札の入場の禁止、と続く。

この定め書きを基底として一七八七(天明七)年の定め書きが出される。これによると「近來不繁盛」であるので、前記明和七年の定め書きに示された(二)から(五)を順守しながらも、いくぶん緩和したい傾向があった。緩和すれば争い事も予想されるので、「庄屋役人共申し

合わせ締まり方よろしく取り計らい、なおまた左のとおり申し付け候」という一項に統いて（二）「：不法の儀申し掛かり、わがまま申し募り候へば、村内百姓忠八・仙兵衛・孫兵衛並びに辰右衛門取り扱い候うえ、聞き入れ申さず候者はえたどもへ申しつけ取り計らわせ申すべく候」とここにも百姓の指示によって取り締まりに従事する事態が伺える。

この項に紹介した「村内見廻りの示し書きから」の中、「強盜へ出逢搦取候節ハ百姓ハ勿論えた茶筅迄も其効を以岐度御賞」という表現に民衆支配の真意がある。

五神事参加禁止 の資料から

（一）「御用状留帳」の神事参加禁止項目

在中神祭の節　えた茶筅共聊下夕劔ノ儀たり共祭事ニ携候事之儀ハ不相成　勿論神輿前後へ差出申間鋪事　但し悪党ものメり方の儀ハ兼ての通り相心得可申事
右の通被仰出候間此段承知可有之候

六月一八日

市川吉藏

村々庄屋中

○解説例文〔文中（ ）内は筆者註〕

神事・仏事についての論考は、日本人一ひいてはすべての民族が持つ思想の根幹に触れるだけに、安易な論究は困難である。が、次に紹介する資料は、「神事参加の禁止」に至った経過とその背景に何が横たわっていたのか、を考えざるを得ない。それは仏教から神道へと民衆支配の思想的転換をもたらしていく途上に、封建権力が作り上げた賤民制を、明治以降の歴史にどのように組み

込んでいくのかという、近現代の国民に温存助長されていった差別意識の生の変容の姿に照準を合わせて研究することである。更には神社創設の意図と経過をも振り返って、差別意識との関係を考察する必要がある。

ひとつの事項を理解すると言うことは、同時に広い分野の理解のもとに論究することが要求される。『記紀』（古事記・日本書紀）や『延喜式』以降の政策にみる寺社を介在した民衆支配」に視点を置いて資料の理解をお願いしたい。

○出典「明治三年『御用状留帳』」（『広島県史近世資料編V』）

在中神祭りの節　えた茶筅ども（は）いささかの下効きの儀たりとも祭事にたゞさわり候ことの儀はあいならず。もちろん神輿（の）前後へさしいでまじ

きこと。但し悪党者（の）取り締まり方の儀は、かねてのとおり相心得申すべきこと。右のとおり仰せいだされ候あいだ、この段承知これあるべく候

市川吉藏

村々庄屋中へ

神事を安易に祭典次第や様式とのみ見るのは早計であろう。建築様式や神々の係累、あるいは出産・収穫・人の生死老病や淨穢にまつわる認識と智恵を併せてこそ、神事本来の意味を理解することができよう。

これは「神社の祭事にかかわることの一切と、神輿前後への供奉も拒否し、悪党の取り締まりは従前の通りとすることを心得よ」との庄屋への通知である。当然、村人たちは「此の段承知」の心得となる。

この一文を記した反面には、清浄を強調する意識が強く働いている。清浄と汚濁、淨土と穢土という対立的な捉え方が基本的に存在する。また明治政府は祭政一致の実を上げようと太政官の上位に神祇官をおき、一八七〇年には「朝廷に奉事せしめる」ために「大教宣布」を行なう。

いのか？我々は今しばらくその枠組みを形成した太古にさかのぼってみなければいけない。

(二) 神から仏へ、そして神へ

一九四五年まで、時の為政者が民衆を支配する根底の思想の一つに宗教があった。古くは神祇崇拜じんぎそくをもつて自己の武力と権力を温存しようとした物部氏、同じく祭祀の主導を職とした中臣氏は、外来文化と仏教崇拜を取り入れ新たな国威と秩序を打ち出そうとした蘇我氏と激しく争ったことは周知の事である。仏教の伝来（五二二、五三八年両説あり）から一百年後の七四一（天平十三）年、國分寺の建立をもって國家仏教が誕生する。

八五九（貞觀二年、奈良大安寺（南都七大寺の一つ）の僧、行教は八幡大神を京、石清水に勧請（神仏の分霊を迎える）し、「石清水八幡社」を創設し、朝廷と結んで国歌鎮護の社とした。

この行教は益信の兄。益信については「備後国人、姓品治氏」（『東寺長者補任卷一』）とあり、新市あるいは近辺の出身で共に大安寺に学び、法相宗を修める。益信はのち、宗敍僧正や源仁にも学び園城寺（定額寺）を建立した外、八九一（寛平三）年東寺長者、八九四（同六）年東大寺別当の任に当たり八九六（同八）年「法務

今年兼務八幡檢校。檢校初也」とあって、東寺の長者と

八幡檢校を兼務し、同時に初めて檢校をおいた事が記される。九〇六（延喜六）年入寂。一三〇六（徳治三）年、本覺大師・大僧正を贈られた。

弟の益信の記録に比べて、兄・行教の業績は石清水八幡の創建の外は不明である。が、八九六（寛平八）年までは石清水八幡の社僧として在位し、同年その地位を弟に譲つたものであろう。檢校となつた益信は東寺より石清水八幡に八幡大神を移し、神体とした。（前掲『東寺長者補任卷一』より）

八幡神を「ヤハタ」の神と読むか、あるいは「ハチマン」の神と読むかによつてその祭神も異なるのであるが、現今は混同したままハチマンの神として受け入れられてゐる。ヤハタの神は、筑紫野の付近に根拠をおいた農業神を源流とし、菩薩と習合して八幡大菩薩となつて豊後（大分）の宇佐に祀られる。この時期に東大寺廬沙那大仏の鑄造があり、宇佐八幡の禰宜尼大神朝臣杜女が「銅の湯を水とし、我が身を草木土に交えて大仏鑄造を助けよう」との託宣を伝えた。ついで応神・神功皇后を祭神とした八幡は僧・行教によって石清水に祀られる。八幡大神が天神・地祇を從えて、大仏鑄造という国家的大事業に参加したことであつて、石清水八幡は伊勢神宮と並

んで國家鎮護の社となつた。

また、源氏の氏神とされたことから、武家の守り神として、鎌倉時代初頭より全国に勧請され、その土地の地名にも転化した。例えば「宮内八幡」や、縁起をもつて「鶴亀八幡」など、「八幡信仰」が流布する。

逆に言うと仏が神の姿で現れるということになる。これを「本地垂迹説」という。神々と仏の習合は、スナオと祇園牛頭天王、吉備津と愛染明王など身近な地方でも説明できよう。

註1

「牛頭天王」…八坂神社の旧六月の祇園会は、清和天皇の八六九（貞觀十一）年疫病が大流行した際、鎮めるために行った祇園御靈会が濫觴であるとされる。六本の鉾を立てて神輿を神泉苑に送った。惡靈を威力で退散させ、穢れを水に流すという行事。この八坂神社の由来は、播磨の明石の浦と北白河東光寺に垂迹した牛頭天王を祀つたもの。社伝では、齊明天皇の六五六年、新羅の牛頭山の素戔鳴尊の神靈を迎え、天智天皇の六六七年に社殿建立という。牛頭天王は祇園精舎の守護神とされ薬師如來とも説明され、また素戔鳴尊の垂迹と言われる。

（『日本年中行事辞典』 角川書店 鈴木堂二）

「愛染明王」…梵語で愛着染色の意味。真言密教の神。

註2

愛欲を本体とする愛の神で、全身赤色。さんじゆく三目、六臂、頭に獅子の冠を戴き忿怒の形相を示す。（『日本史用語辞典』柏書房）

日蓮宗
時宗

一一二二一～一二八二
一一三九一～一二八九

スサノオと祇園牛頭天王との習合は、八七六（貞觀一八）年京都八坂神社の記録『社家条々記録』にも見え、祇園祭り、天王祭りとも呼ばれる祭りの原型は、祇園御靈会あるいは牛頭天王齋会であり、とともに九四〇年頃より始まつたとされる。

平安時代の中期以降の荘園制の発達は、とりもなおさず支配者と非支配者を区分した。富める者と貧しき者との差が拡大するにつれて、内紛もまた増加し、人々の上に社会不安を投影する。こうした状況の進展を背景に、仏教は旧来の宗派の改革が進められる一方、ほぼ同時代に生きた宗教人をもつて新しい宗派が誕生し、その教義は多くの庶民に流布した。

(宗派)	(開祖)	(生没年)
浄土宗	法然	一一三三～一二一二
臨洛宗	栄西	一一四一～一二二五
淨土真宗	親鸞	一一七三～一二六二
曹洞宗	道元	一一〇〇～一二五三

こうした動きに対して、神への畏敬を本来とする伊勢神道は『類衆神祇本源』によって神道教義を形成する。この教義は古神道への復帰を抽象的に唱えるに止まっており、日常の暮らしの中での具体的な民衆の行動を指導するところまでに至らず、ために仏教の日常的具体性、例えば祖靈への見解や解説には及ばなかった。

が、一二八一（弘安四）年の蒙古襲来の際、台風による船の遭難を「神風」による遭難として、機会あることに神祇思想の台頭を図った。中世以降、各地に「伊勢講」講中が結成され、伊勢信仰が広まる。この伊勢信仰・あるいは出雲信仰などの「講」集団は、これ以前からの両部神道の影響を受けており、神・仏という厳格な規範や境界を意識しておらず、各種の「講」が作られる。

例えれば仏教系「阿弥陀講」「地藏講」。修驗道系「石植講」「熊野講」。神道系「伊勢講」「出雲講」。教派外「富士講」「庚申講」等である。多くの人々はこれらの「講」のうち、係累に囚われずに複数に所属し、教義や規範には曖昧さをもつたまま、地域の生活様式を形成をした。

政策の中心として神から仏への転化をさらに強固なものにしたのは、安国寺の設置である。一三三八(暦応元)年将軍となつた足利尊氏は、夢心疎(むちゆき)の勧めと、安国利生の説(註・國家安泰・衆生落度)により、全国に一寺一塔の建立を進める。一寺を「安国」、一塔を「利生」とした。備後国の安国寺は鞆の津(福山市)の金宝寺をあて、一三三九(暦応二)年、安国寺として開創される。利生塔は尾道淨土寺において。『幕府利生塔料所ニ衆庶ノ乱暴スルヲ止メ寺家雜掌ヲシテソノ所務ヲ全ウセム可キ』という淨土寺文書の一文を証として掲げる。安国寺利生塔の建立は表向きは後醍醐天皇や南北朝の争乱により犠牲となつた者を慰靈するものとされた。が、実際には国分寺の建立に習い、仏教をもつて民心の安定と交通上の重要地・軍事上の拠点を掌握することを意図した。南都七大寺と政厅、比叡山と政厅の関係を踏襲するようにな、尊氏もまた安国寺の設置によって政治・仏教の一体化を図つた。

さらに江戸時代に入ると寺請制度により仏教と民衆は太い絆で結ばれる。キリストン弾圧、徵税、人別帳などにかかわって、仏教寺院は行政機構の末端を担う。一六六五(寛文五)年の『諸宗法度』では、檀那寺選択は任意であったが、享保年間には離檀の禁止、一七八八(天

明八)年『一家一寺』が確立され、人別、宗派、旅行などの証明、仏事供養に専属となつたことは周知の通りである。

仏教が制度として民衆に浸透したのに対し、朱子学や陽明学は政治思想の確立を意図した支配者に学習させた。儒学者のうち、幕政に参与した林羅山をはじめ、藩主の侍講となつた者は数多く、儒教道德を説く南学派、垂加神道の山崎闇斎、国学の平田篤胤など尊皇思想に大きな影響を与えた。こうした幕末になると、尊皇、倒幕、開国、佐幕、攘夷と主張と行動が錯綜し、やがて江戸幕府は終わりを告げる。

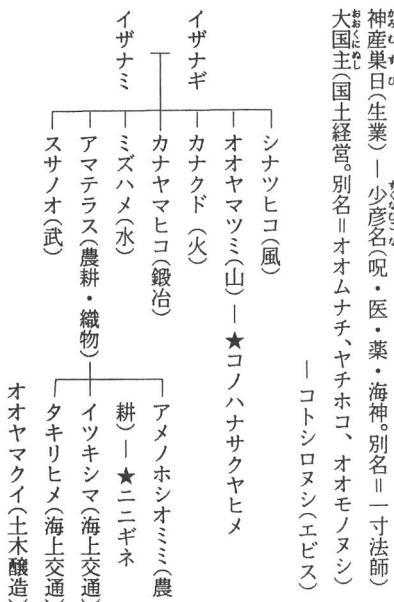
慶応四年は明治元年と改められ、翌一八六九年に出された『神仏分離令』は単なる分離に止まらず、政治機構の末端に向かうほど苛酷な「法令」となつて『廢仏毀釈』にまで進展する。こうやって「復活」を遂げた神道は明治期には精神的な新しい装いを凝らしていった。

(三) 神々の類型と精神への影響

祝詞の奏上の際、耳にする言葉に「八百万神々」がある。八百万神とは、独立したひとりの神ではなく、全ての神々の総称である。それほどまでに神々の数が多い。多いだけに幾つかの類型に分けられる。記紀は天神系を

主とし、地神系の神々はあまり取り上げない。
 記紀はまず「天御中主、高御産巣日、神産巣日」の三
 神を天地創造の神として登場させる。その後に伊弉諾、
 伊弉冉以下(伊弉冉ノミコト)の神々やカムヤマトイワレヒコ(神倭磐余比
 古ノミコト)が登場する。その系譜を示すと次のよう
 になる。

①記紀の神々(註)(内は職能)



②自然神=雷神、風神、雨神、日神、樹神、地神、水神

五穀神

③土俗神=納戸神、便所神、篠神、台所神、井戸神
 ④里作り=荒神、八幡、稻荷、妙見、大山祇、大仙

山の神(田の神)・年神

⑤創造神=七福神、鬼子母神、志多羅神

⑥習合神=道祖神

権現系=石鎚、熊野、藏王、羽黒、白山

⑦天皇・高徳・勲功・高名=(六作樂神社の成立参照)

香椎(仲哀・神功)平安(桓武・孝明)
 談山(鎌足)北野(道真)豊国(秀吉)湊川(正成)

⑧渡来系=天目一箇神、①と重複する神が多い

②③は素朴な信仰として、率直に理解できそうだが、

風の神、あるいは水神を祀る社が「風=シナツヒコ」・

「水神=ミズハメ(瑞神)」と限定されないところが多い。

同様に③も屋敷や家屋の中の場所神、道具神として
 育つ。暮らしの中に存在し、暮らしと共にあったことに注目す
 る。「今昔物語」などに神の使いとして馬・鶴が登場し、

大樹の洞に棲む樹の神と対話する場面がある。「篠神と
 便所神が同席しないから、時刻が到来しても出産できな
 い。どちらか一人の神の臨席では、産まれた子どもの將
 来は不幸だ」と言うのだ。また、別の場面では「今生ま

★コノハナサクヤヒメと★ニニギネからアマツヒコホホデミ、ウガヤ
 フキアエズ、カムヤマトイワレヒコ(神武天皇)が生まれたとしている。

れた。十五の年に隣村に嫁に行く」というのもある。人生の大事な場面で神々が臨席し、未來の運命までも託宣するほど、土俗神とくらしのつながりは深い。

④の里作りの神は「火」の荒神、「農耕」のヤハタ神、「稻作と情報伝達」の稻荷、「季節」の妙見、「牛馬」の守り神の大山祇（大仙）と多彩である。例えば「火」の神としての荒神には「火を守る」興津系、「火を鎮める」迦那具土系、「集團の平穏を祈り、仏・法・僧を祀る」三宝系がある。荒神と書くから「荒々しい神」という解釈は当たらない。また稻荷神の具現者としてキツネが宛てられたのは、その素早い動きにあり、情報伝達という任務の分担は、農業神から商業神へと変化した。

変身を繰り返すのは山の神である。農耕を中心としたくらしは、春には苗代作りに「サンバイサン」として山から下り、収穫までの間「田の神」として稻作の守り神となる。収穫が終わると、「亥ノ子」の槌音で山に帰り、正月には「歳神」として家に招かれる習わしがある。年末山に入つて松の芯を伐り、門松とするのは、松を「依り代」として山の神（歳神）をわが家に迎え、正月を共に過ごした後、左義長（とんど）の火で山に送る。山の神、サンバイサン、田の神のサイクルは農事暦と表裏一体である。

⑤は国籍変更の神とする。例えば「七福音」の元の国籍は次の通りとなる。

名 称	別 名	国 籍
戎えびす	事代主ことしろぬし	日本神
大だい 黒こく	大自在天だいじざいてん	
毘沙門天びしゃもんてん	多聞天たもんてん	印度インド
弁財天べんざいてん	クーペラ	ヒンドゥ教ヒンドウ教
福禄寿ふくろくじゅ	サラスバティ	ヒンドゥ教ヒンドウ教
布ほ 袋てい	寿老人と同体	印度インド
壽老人	寿老人に代わつて吉祥天・猩々（猿田彦）きつしょうてんしょじょう（さるたひこ）	ヒンドゥ教ヒンドウ教
弥勒？		
中 国 道 教	中 国 道 教	

註
・吉祥天＝毘沙門天の妹。弥禄は弥禄菩薩。

・鬼子母神も梵語のハーリティボ（訶利帝母）出身は印度というように日本に渡来土着の神が多い。

⑥は神仏の習合になるものが多い。道祖神はもと佐部乃神として道中の安全を担つたが、庚申（青面金剛・または猿田彦）と合して道祖神となつた。同類にキシチ（地）、ギャル（母）、バ（神）＝地蔵、がある。道祖神は関東地方に多く、中国地方では鳥取県淀江町のみで

見かける。道祖神は夫婦像のように並んでいるものが多
く、こうした像を双体道祖神と呼ぶ。

⑦この部類に属する神々は、評価が一定せず、時代に
より世上から尊敬されたり疎遠にされたりする。

⑧の渡来神は、天目一箇神（アメノヒツカミ）のよ
うに技術系が注目される。この神は金属—冶金の神と
して崇められる。天（アメ）は接頭語と解されるので、
「目一個の神」となる。中世の絵巻物『百鬼夜行』に登
場する一つ目小僧ではない。「目ひとつ」は精鍛に携わ
る者が白く燃える炎を見つめる表情である。冶金に精通
する姿を畏敬の目で捉えた情景が伺える。

(四) くらしと信仰

「生きる」ことの節目——（人生の通過儀礼）や、く
らしの節目（年中行事）を無事に過ごしたいと願うのは
いつの世も同じであろう。無事に過ごしたいという裏面
には、「不安と虞れ」がある。

その不安と虞れは生死老病、水火、性に集中する。逃
れることも厭うこともできない。生・死・老・病。予期
できない水と火の禍を回避するために設けられた聖なる
水と聖なる火。そして法華五障（『あしふ12号 女の歴
史と民俗』参照）による女性差別など、人間の持つ不安

と虞れはさまざまな矛盾と不合理を生んだ。

例えば次のような習俗はどう解釈されてきたのか。人
間の誕生にかかわって、「産屋」「別火」「産着」「宮
参り」の習俗があった。産屋は通常のくらしから隔離す
る習わしであり、別火も同様である。産着は生まれた子
どもが三日を経て初めて袖を通すもの、宮参りはお産の
苦しみから脱して「ケ」のくらしに返った女性が迎える
「ハレ」の日である。（民俗学では「ハレ」に対しても、
通常のくらしを「ケ」と呼ぶ）

「産む—産まれる」という人生の大事故にあたり、日
常の煩わしさから離れて、静かに「お産」を終え、体が
日常の活動に耐えるように回復して「宮参り」、という
解釈が果たして正しいのである。

右に一例として示した習俗には、血穢を回避する習わ
しが息づいている。習慣化した日常のくらしを破るもの
としての負い日、万福の喜びで迎えられる誕生が「嫁業」
の最も繁忙な時期と重複する負い日に加えて、血の穢れ
を忌む習俗には、穢れへの恐怖を厭う根強い心情があつ
た。宮参りはこうした「穢れ」に対する「淨めの儀式」で
ある。

「生死老病、水火、性」の全てにわたり、また、どの
節目を取り上げても「穢れ」意識の派生は説明できるで
ある。

あろうし、それに伴う「淨め」の作用も見られよう。日常のくらしの中に、刻々に存在する穢れの排除と淨めの導入がなされていき、ここにくらしの信仰が生まれた、とみたい。

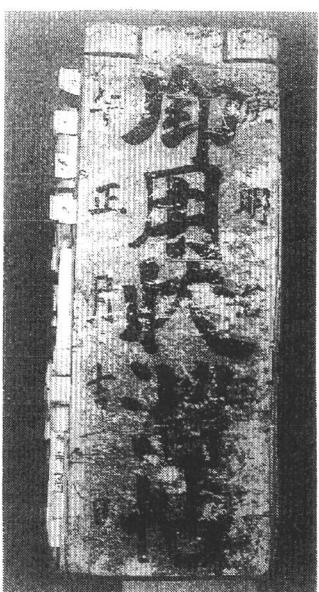
(五) 「御用状留帳」に見る神仏分離令

これまで見たように奈良時代以降続いた、神仏習合の信仰形態は、明治新政府の樹立と共に、神・仏の分離が行われる。端的に言えば、江戸時代末期まで仏教をもつて人々の精神的糾合を図ったのに対して、明治新政府は神祇をもつて人々の精神的糾合を図ったのであり、近世から近代へと時代が変革したことを徹底させる支配の形態の創設であった。

大政奉還が一八六七(慶應三)年一〇月一五日、三職七科(神祇のほか内国・外国・陸海軍・会計・刑法)を設けたのが一八六八(明治元)年一月、神祇は一八六九年には神祇省となつた。

新政府は祭政一致の実を上げる一つの方途として、全国の神社・神主を神祇官の支配下に置き、一八六九年には太政官の上位に神祇官を位置づけた。そして一八七〇年七月『神明を敬し 人倫を明らかにし 億兆をして其の心を正しくし 其の職を効し 以て朝廷に奉事せしむ

写真一 「御用状溜帖」の表紙
明 治 三 年
正 月 吉 日
御用状溜帖 (ご)ようじょうとめちょう



写真一

神仏分離令は一八六九年のことであるが、前年、既に分離の動きがあった。「神仏分離」は分離のみに止まらず、「廢仏毀釈」運動にまで発展し、一八七〇(明治三)年の「大教宣布」によって神道の国教化が確立した。この間の一地方の情勢を、「御用状留帳」から取り上

げてみる。一八六八（明治元）年四月七日、次のような回状が村々を巡る。

「中古以来某權現あるいは牛頭天王の類 其のほか仏銘をもつて神号に相唱え候神社すくながらず候 いずれもその神社由緒委細に書き付け 早々申し出るべく候事」

「仏像をもつて神体といたし候神社は以來相改め申すべく候事 つけたり 本地などと唱え仏像を社前へ掛けあるいは鰐口梵鐘仏具などの類差し置き候分早々取り除き申すべき事」（註 鰐口は社殿・仏堂の正面の軒下に吊した金鼓）

『右ノ通被仰出候間何れも其神社由緒等寺院社人共早々取調 役所へ可被差出候 幷仏像ヲ以神体にいたし候御ケ条は筋へ伺中ニ付 改方ノ儀追つて可及沙汰候此段各承知可有之候以上 寺社役所』

『右ノ通被相廻候間於村々も奉承知印形取之留より役所へ可差戻也』

○解説文例〔文中（ ）内は筆者の付け加え〕

右の通り仰せ出され候間 いざれもその神社（の）由緒など 寺院社人ども 早々取り調べ役所へ差しだされるべく候 ならびに仏像をもつて神体にいた

し候御ケ条（通知にある項目について）は 筋（上司）へ伺い中につき改め方の儀（どのように改めるのかの方途を）追つて沙汰（通知に）及ぶべく候

この段各（人）承知これあるべく候 以上

寺社役所

右の通り相廻され候間 村々においても承知たてまつり（神社の押す承知した）印形これを取り留より役所へ差し戻すべきなり。

この項目は、「神社由緒調べの達し」と読み取れる。神社・寺院においては、この由緒の書き方次第で、以後「寺院」あるいは「神社」として立ち行くこととなる岐路の由緒調べとなつた。

五月九日「寺院、神社の領地、石高」が調査される。

これは一八七一年の「寺社領上知令」となり、神社の持つ領地が保護された反面、寺院持ちの領地が没収されて、その打撃は大きかった。

十二月十一日「神仏混淆を排する」達しは、中世以来の神仏習合を否定し、同時に幕藩体制をも否定するものであった。この「達し」には「別当社僧の還俗」「別当社僧の預かりおき鍵」は共に十五日までの提出を厳命した項目が付けられ、また「仏像は側に寄せおき幣帛（ぬ

さぎぬ) 勧請式の祭典いたし申すべく候」とあった。

一八六九年三月十五日「神仏判然の達し」が出される。これまで神として崇めたものを「神にあらず」とした通達であり、当時の人々にとては驚愕(きょうがく)の一事であろう。この通達の一部は次の通りである。

- 一 法花（華）宗 三十番神 焼却
- 一 妙見 弁財天 寺院任せ 神社にある分は破却
- 一 総じて仏体は別当 社僧 寺院へ引き渡し
- 一 社地にある寺院は早々に立ち退き
- 一 十六善神 王太子は夷神、暦神につき破却
- 一 胡神とは外国の神にして、神州にあらざるなり
- 一 秋葉 妙見は神に候間寺院にて祭る儀相成らず
- 一 荒神 右同様

下の写真一 「胡神暦神二付破却」と記された部分

- 一 十六善神
- 一 十二神
- 一 黄幡神
- 一 王太子
- 一 右者胡神暦神二付致
破却其旨可届出候尤

正官神醜名を為負々
茂可有之候間篤与取吟
其分者委細可申出事
但寺院持地ニ而僧院持之分
者不及破却候得共神



写真二

号者不相成候間仏名ニ
相改其分可届出事

下の写真三 「神仏判然の達し」部分

一 胡神トハ外國ノ神ニシテ	胡神とは外國の神にして
神州ニ非サルナリ	神州にあらざるなり
一 秋葉	あきば
一 妙見	みょうけん
右は神ニ候間寺院ニ而祭 候儀決而不相成依之右	右は神に候間寺院にて祭り 候儀決して相ならず之によつて右
社境内ニ有之分破却 以多し其旨可届出事	やしろ境内にこれある分破却 いたしその旨届け出るべき事
一 荒神	こうじん
右者火之加具土神ニ候間 前条秋葉妙見同様ニ相 心得可事	右は火のかぐど神に候間 前条秋葉妙見同様に相 心得可事
但火之加具土神ニ無之分 神号相改其旨可届 出事	但し火のかぐど神にこれなき分は 神号相改め其の旨届け 出るべき事
一 稲荷者保食命菅原	いなりはほいくみことすがはら



写真三

法華宗の三十番とは、春日・鹿島・愛宕・吉備津など全国の名神大社を三十社取り上げ、日替わりに拝礼したという神のこと。寺院に祀られたというだけで焼却された。他の項目も寺院へ引き渡し、あるいは立ち退きと仏系統の排除がなされた。神仏判然の命令は厳しく、三月

二八日にもその徹底を図るための通知を受けている。さらに五月二七日・二九日と続けて、社地にある寺院の立ち退きや仏体の引き渡し、僧侶による神勤めが禁じられた通知もあり、間断を措かない状態の中で宮内・吉備津境内の神宮寺や観音堂が破壊された。こうした通知の中で、この項の最初に示した最も注目に値する資料が、「えた茶筅共聊下夕働く儀たり共」に始まる祭礼参加拒否の一文である。

先に示したこの資料の考え方と同様なものが九月十四日付にある。



写真四

写真四「神職以外の立ち入りを禁じた」部分

神主ニ而茂官職無之
百姓町人之身分之者

神職にても官職これなき
百姓町人身分の者

ハ御本殿江入候義
一切不相成御本殿内
之義ハ都而神職之者
は御本殿へ入り候義
一切相ならず御本殿内
の義はすべて神職の者

また、別の記にも次のように出てくる。

「百姓町人身分にて神へ仕え奉り候由緒の儀相尋ね候に付き それぞれ書き上げ候ところ 相わかり兼ね または正しからざる由緒も相見え候 古昔の由緒 時地の内へ勧請いたし候等の訳証明白にこれある分だけ 来月十五日までにたて帖へ相認め差し出すべく候」

写真四で紹介した文書は重大なことを述べている。「神主・官職」と「百姓・町人」という身分の明記や、「本殿への立ち入りの禁止」の言葉も、単独で存在するとは考えられないであろう。また、百姓・町人の神仕えへの疑問は、禁止を前提としていることが明白に読みとれよう。旅先の神社でお札を受け、「これを持ち帰って屋敷地や持地(自作)の田畠の一部に祀った例は多い。「勧請明白な分」の由緒書の提出は「相調べ」の対象となり、由緒正しいと判断されたもののみ百姓・町人の神仕えが

許され、社の破却を逃れた。

この背景には六月に出された「神職制法」及び「寺院制法」がある。神職制法は崇神、神道執行を「非礼あるべからざること」とし、寺院制法は守仏、寺勤めを強調した。そして両者とも神仏分離と神職・寺院制法を記した高札布告を「堅く相守る」ことが厳命されたのである。

このように神社、寺院という立場を明確にすることは、結果的に民衆と寺院または神社に勤める者との隔絶にながり、神仏わけても「神」「淨」に対して民衆の「穢」を意識させることとなつた。この穢れ意識の無分別な拡大が、先に紹介した『在中神祭りの節えた茶筅共聊下タ働く儀たり共』という一文となつた背景である。

一八七一（明治四）年五月、神祇官は神社の「社格」

を定めて、神祇官の祭る「官幣社」、地方官の祭る「国幣社」、その他「県社」・「郷社」・「村社」などに分け、この段階で寺請制度にかわってその地区の住民を最寄りの神社の氏子として掌握した。（氏子制度）

しかし、同年八月、神祇官は廃止されて再び神祇省の内に入つて、神祇官は宣教師となり、翌年三月には教部省（文部省の前身）に併合され、宣教師は教導職に名称を変える。この教導職は大教宣布の意図を理解させるため、国民の教化運動として学校教育及び社会のあらゆる

会合を利用して、その趣旨の徹底を図った。

一八七三（明治六）年二月、キリストン制札の廃止、そして僧侶の教化運動への参画をもつて神仏分離＝排仏毀釈の嵐は一応の落ち着きを見せた。

説明不足は免れないが、幕藩体制という秩序の意図的崩壊と、国家意識の確立をめざした新たな秩序づくりが、宗教の再編という形で進められたことは理解いただいたであろうか。

付言となるが、この過渡期に自らの救済の道を捜し求めた黒住宗忠の黒住教、中山みきの天理教、川手文二郎の金光教、そして大本教など、再編期の宗教として、また、その認可・弾圧の過程も除外することはできないであろう。

（六）作楽神社の成立

国家意識の確立をめざした新たな秩序づくりの一例して、津山市の作楽神社（旧県社）を取り上げる。

作楽神社は苦田郡院庄村大字神戸字御館（現津山市神戸）に鎮座する新しい社である。新市町でも同時期の成立ないし改修された神社として、桜山神社、新市神社が上げられ、特に桜山神社は改修の経過において作楽神社と同様の趣意がある。

作楽神社の所在地である大字神戸字館の地名は神の棲む所＝神戸。館は鎌倉時代の美作国守護職の住居跡に由来する。作楽神社の境内と住居跡は重複しており、一九二二年、国の史跡指定を受けた。

作楽を「さくら」と訓じるには無理があり「太平記」卷四に児島高徳が「桜」の幹を削って詩を書いたという故事によるらしく、確説を聞くことはできない。（但し、神社名は神祇官より勅号によつて下された）

一三三一年の元弘の変により後醍醐天皇が隱岐配流の途中、院庄に仮の行在所を設け二～三日滞在、ここで前述の児島高徳は夜陰に紛れて宿舎に接近を試みるも警備が厳重で近づくことができず、門前の桜の幹を削って次の詩を書いたといふ。

『天莫空勾践時非無范蠡』（天、勾践をむなしゅうするなかれ、時に范蠡無きにしもあらず）と。

勾践は中国戦国時代の越の国王。范蠡はその武将。「十八史略」によると、呉・越は積年の戦いの中があり、呉王の夫差は敗れて自分の部屋に薪を積み、その上で寝る。部屋に出入りする部下に「お前は越王に敗れたのを忘れたか」と言わせ、のち夫叔で越軍を破る。

越王勾践は会稽山において夫差のしもべとして仕えたあと、罪を許され帰国すると、自分の部屋に熊の胆を掛け

けてこれを嘗め「お前は会稽山で受けた恥辱を忘れたか」と、こうして范蠡とともに部隊を養い次の呉との戦いに備えた、と。この「臥薪嘗胆」の故事をもつて、ここにも後醍醐天皇への忠義の臣あり、その臣は児島高徳であるとした。

註 児島高徳は他の史書に現れないので、児島高徳不在説、あるいは太平記の口述者の小島法師をあてる説などあり。

元弘の変に登場した児島高徳（作楽神社）をはじめ、名和長年（名和神社）、楠木正成（湊川神社）、桜山四郎入道（桜山神社）、新田義貞（新田神社）、菊池武時（菊池神社）、北畠親房（北畠神社）、結城宗弘など元弘の変以降江戸時代中期までは、悪党・逆賊として一顧だにされるこのなかった人物である。

これら的人物が時を得たのは、国学＝平田学派の台頭によるところが大きい。平田篤胤、丸山作楽、矢野玄道、大国隆正から玉松操に至るまで、神武創業の精神と実態＝「祭政一致」に還る「復古神道」をもつて日本の「国体」を表し「建武の中興」こそ本来の姿であると強く論調した。幕末の佐幕・開国・攘夷・尊皇の騒乱の中にあって、尊皇派の論点の基をつくり世論を主導する。

この過程で論点を実証する人物として見直されたのが

右の人々である。いわば、歴史観の変換による評価、あるいは再評価と言うべきであろうか。

歴史の転換によって、右に掲げた人物が、ある日突然浮上したものではない。それぞれの地方ではすでに、村あるいは藩において顕彰がなされていたが、神仏習合の時代の中で神社としての経営は極めて不十分であった。

児島高徳の顕彰碑が建つのは、一六八八（貞享五）年のこと。津山藩の家老、長尾勝明の尽力により荒廃していた館跡に建立されたという。楠木正成の顕彰碑の建立が一六九二年とされることから見ても、地元での顕彰は早い時期である。

新市町桜山神社の祭神である桜山四郎入道の顕彰が一六四七年と伝えられるが、平田篤胤からさかのぼって、本居宣長、賀茂真淵、荷田春満などとも、一七〇〇年頃。国学の発生を契機としても一六八〇年頃のことであり、吉備津神社と同年の社殿造営という伝承は、国学の普及からみて疑問がある。

作楽神社は顕彰碑に続いて一八六八（慶応四）年、神社の建立が地元の国学者、道家大門らによって建議され、その建議書は津山藩に提出される。翌一八六九（明治二）年三月八日『その藩において取り立て候儀苦しからず候のこと』と神祇官の裁許があり、四月十七日着工、整地

の後十一月二七日竣工した。

この神社の建築様式は、本殿を「流造」の三間社。拝殿を「入母屋造」向拝の部分を唐破風とした。一八七七（明治十）年県社となるや引き続き別格の官幣社への昇格運動が起るが、祭神の後醍醐天皇、児島高徳のうち、後醍醐天皇はすでに他の社で別格として祭られた故もあって、この運動は実現に至らず、一九四五年を迎えると県社という社格も消滅した。

新市町の桜山神社もほぼ同様の経過をたどったことは前にも触れた。この社は中興寺の裏手、吉備津神社の南西に位置する時打山山頂に鎮座、神仏分離により祭神とされていた木造桜山四郎入道像を中興寺に移し、一八八〇（明治十三）年五月三十日、社殿造営を建議、六月二日付県知事より「造営の件聞き届け」られ、九日宮内省より造営費として「金、壹百円」が下渡渡されている。この時、芦品郡内からも募金が集められ、二百円を造営費として計上した。当時の米価は一石につき三四圓五十銭であり、米にして五七九石七斗一升が計上されたことになる。

こうして一八八三（明治十六）年五月二日に現在地（吉備津神社神宮寺跡地）に遷宮の式典が執行され、引き続き「別格官幣社」への昇格運動が行われる。「桜山神社

ヲ以テ別格官幣社ニ被列度願」は一八八三年十月から都合五回提出されるが、一八九三（明治二十六）年「詮議難相成」（詮議あいなりがたく）と、最終的に回答された。主祭神をもつて官幣社には届かなかつたものの、吉備津神社境内地を含め、その周辺一帯は一九三四（昭和九）年「桜山茲俊挙兵伝説地」として戦前の文部省の史跡指定を受けた。

一八六九年創設された作樂神社をはじめ、「元弘の変」建武の新政（中興とも）に寄与したとされる人々が、仏から神への宗教変革の中で登場した。そのことはここまでに述べてきたとおりである。しかし、「神」の創設はこれだけに止まらず、明治維新の功労者もこれに加わるほか、広瀬神社、乃木神社も加わっていくところに、「大教宣布」の動かしがたい精神を見る。

元号の変換は、それまで江戸時代など社会の吉凶や天変地異により改訂されていたが、慶應から明治への変換の性質はその元号と異なり、一世一元の制となつたこととこれらのこととは深いかかわりがあり、また、外からの力によって宗教觀の変換を求められたこととも分離できない動向である。

（七）おわりに

時代の変化に伴う宗教の変革に対して、民衆があがらなかつたのはなぜか。それは政府と個々人の神仏に対する畏敬の心が隔絶していたからにほかならない。民衆は本来的に神仏を畏敬していた。しかしそれは、つねに自己のくらしと共にあつた土俗神や里作りの神であつて、神仏判然の令では一笑された神であった。

従つて、土俗神や里作りの神をもつて、名神大社と対等だと言い切れぬ弱さが、あがらいを捨てさせた。

この稿で神と仏を俎上そじょうに上げ論じてきた。いずれ両者に差異があるわけではなかろう。問題は神仏、あるいは人に対して内なる畏敬の念を持ち得ているかと自問すると、神仏を論じるのではなく「おのれ」のあり方を論じることになるのではないか。

執筆担当

一……呉部落解放研究所 所長 小早川 銀宗
二～五：芦府部落解放研究所顧問 山名洋通
全体の構成……………小早川 銀宗